

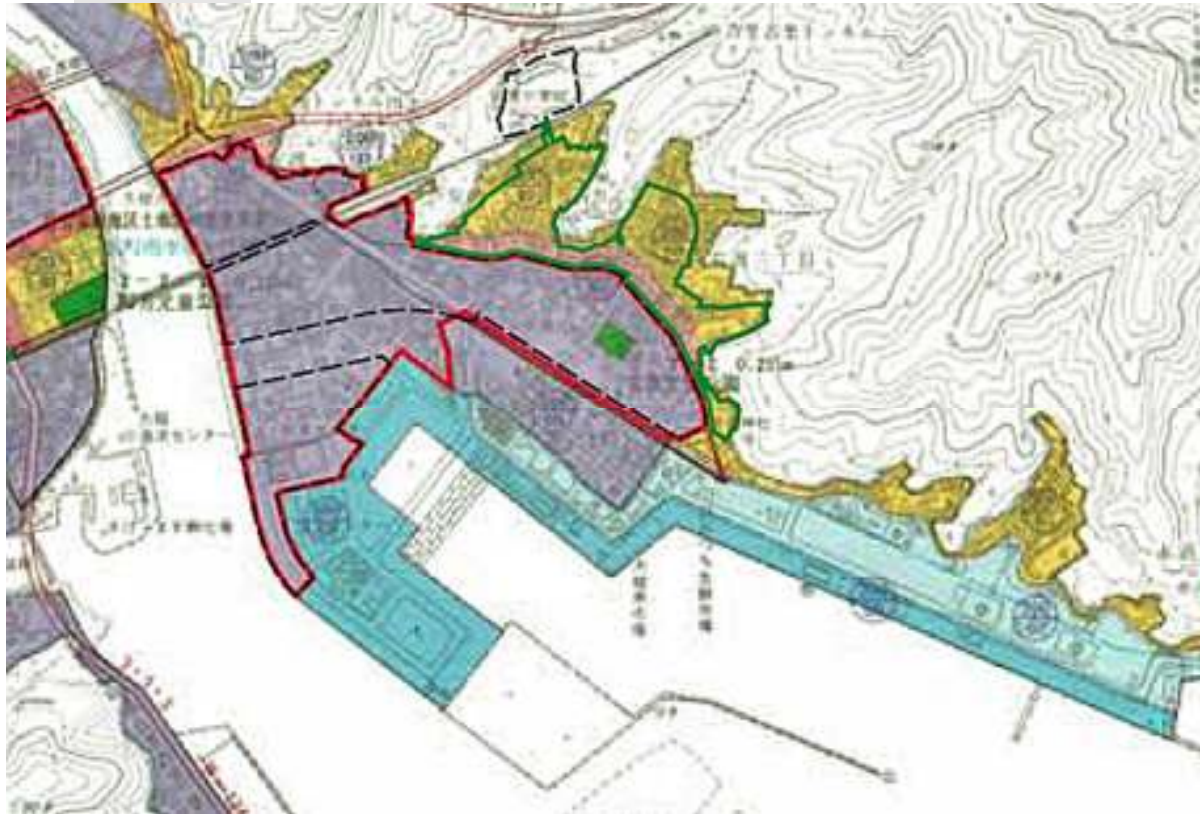
平成26年度 第2回 住みやすい安渡をつくる会
(安渡地域復興協議会)

資料2 生活サービスについて

1. 建設可能な商業施設等
2. 生活サービスについての意見把握

1. 建設可能な商業施設等

現状で、下図のような用途地域が指定されている。



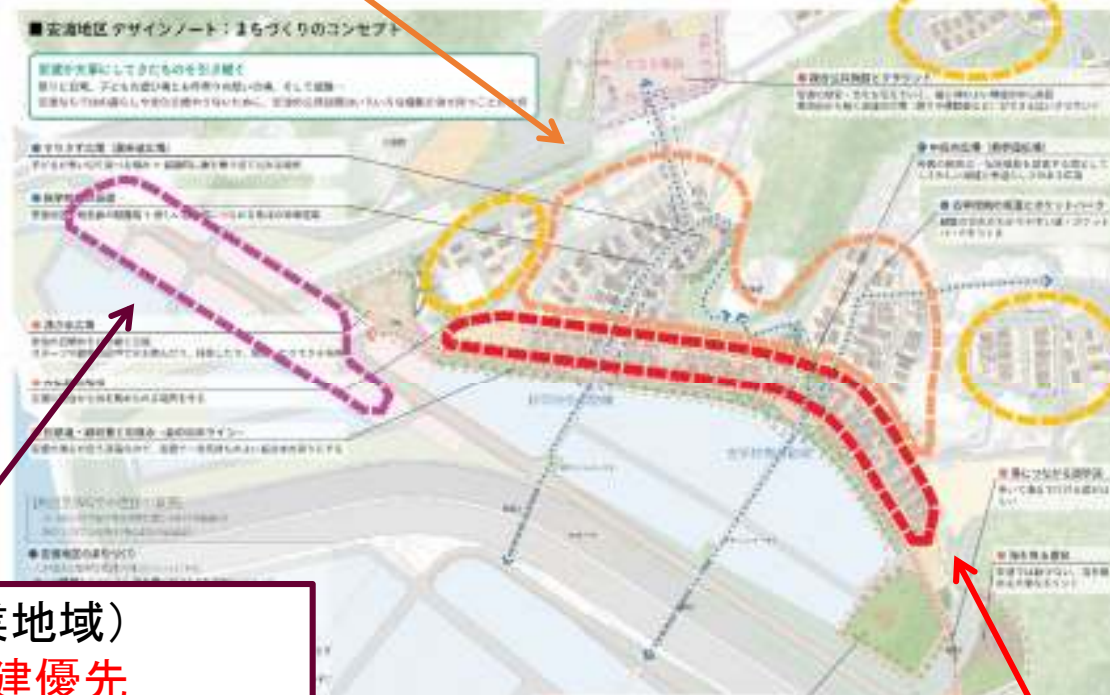
凡 例				
	都 市 計 画 区 域			
	種 別	建ぺい率 (%)	容積率 (%)	備 考
	第一種低層住居専用地域	40 50	80	土のう地区及び 埋立地区は、 埋立高1m
	第二種低層住居専用地域	40	80	
	第一種中高層住居専用地域	60	200	
	第一種住居地域	60	200	
	近隣商業地域	80	200	
	商業地域	80	400	
	準工業地域	60	200	
	工業地域	80	200	
	工業専用地域	60	200	
	用途地域の指定のない区域	70	200	
	都 市 計 画 道 路			
	都 市 計 画 公 園			
	土地収用整理事業			
	下水道排水区域			

旧県道より低いエリアは準工業地域、工業地域、工業専用地域
旧県道より北側は近隣商業地域
山側の住宅地は第一種住居地域
防集団地には用途地域は指定されていない

エリアごとに、以下のような商業施設等の建設が可能

山側住宅地(第1種住居地域)
延べ床面積3,000㎡以下の店舗・飲食店・旅館等は可。
カラオケボックス、キャバレー、風俗店等は不可

防集団地
原則住宅。住居兼店舗は可能



県道沿線(準工業地域)
被災事業者の再建優先
延べ床面積に制限はなく、店舗・飲食店・旅館・キャバレー等は可。風俗店等は不可

旧県道北側(近隣商業地域)
延べ床面積に制限はなく、店舗・飲食店・旅館等は可。キャバレー、風俗店等は不可

2. 生活サービスについての意見把握

生活サービス・商業地については、別途検討し、その後、協議会は諮ることとなります。

検討の材料として、住民の意向を整理しておきます。

①買い物先として望ましいエリア

住民が望む買い物場所（商業施設の誘致を進めるべきエリア）を整理します。

男性は青色●シール

女性は赤色●シールを1枚ずつ貼ります。

シールに、マジックで年齢を書いてください。

そして、1枚ずつを、安渡の地図に貼ってください。

●●：身近な買物を行う商店、身近な用事を行うことができる施設等があることが望ましいエリア

②必要な生活サービス

震災前に安渡地域にあった商店等の生活サービス施設を表にしました。

男性は緑色●シール

女性は黄色●シールを2枚ずつ貼ります。

シールに、マジックで年齢を書いてください。

そして、必要だと考える施設(2つ)の欄に、男女別に貼ってください。